平成２３年（フ）第１５５号
茨城県古河市上大野1961番地
債務者　田續　千秋
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６４号
茨城県古河市中田1670番地５
債務者　小堀　晴代
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６５号
茨城県古河市女沼811番地２
債務者　豊田　愛子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７７号
茨城県坂東市沓掛337番地　恵愛荘
債務者　霜田　きよ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７８号
茨城県坂東市半谷785番地２
債務者　霜田美代子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８４号
茨城県常総市鴻野山960番地４　コーポこうの鳥Ｂ―101
債務者　木村　　司
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８５号
茨城県常総市鴻野山960番地４　コーポこうの鳥Ｂ101
債務者　丹代　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８６号
茨城県常総市豊田2098番地２
債務者　大竹真由美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８９号
茨城県筑西市伊佐山164番地２
債務者　鈴木記美夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９０号
茨城県坂東市辺田558番地71　２号棟
債務者　星山京子こと　呂　　京子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９１号
茨城県坂東市小山1402番地１　アイワパレスＢ―２、前住所茨城県坂東市岩井4956番地１プレジールＳ202
債務者　野口あずさ（旧姓中村・小野）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９８号
茨城県常総市篠山951番地１
債務者　増田　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９９号
茨城県下妻市半谷899番地２
債務者　板橋　恒夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２００号
茨城県下妻市半谷899番地２
債務者　板橋マチ子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０４号
茨城県常総市相野谷町87番地39　オータムコーポ201号、前住所茨城県常総市相野谷町93番地６
債務者　間宮佐江子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２１４号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番23―206号
債務者　小野寺奈名子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
長野県上田市上田原1208番地８
債務者　渡辺　将行
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所上田支部